

第8 その他の

I 源泉徴収税額の過誤納額の還付

税額計算の誤りなどにより納め過ぎた源泉徴収税額がある場合には、源泉徴収義務者は、納め過ぎとなつた理由、還付を受けようとする金額等を記載した「源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額還付請求書」を納税地の所轄税務署長に提出してください。所轄税務署において還付請求書の内容を検討し納め過ぎとなつている額が確認できた場合には、源泉徴収義務者に還付することとされています（国税通則法 56）。

なお、年末調整による過納額の還付の請求については、これとは別に、その手続が定められていますので、詳細については、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載している「年末調整のしかた」をご参照ください。

II 源泉徴収票及び支払調書の提出

給与等や退職手当等、報酬・料金などの支払者は、その支払の明細を記載した源泉徴収票や支払調書を一定の期限までに本人に交付したり、あるいは税務署長に提出しなければならないことになっています（所法 225、226）。

以下、給与等及び退職手当等の源泉徴収票と報酬・料金などを支払った場合の支払調書の提出等について説明します。

1 給与所得の源泉徴収票

(1) 給与等の支払者は、各受給者について、その年の1月から12月までの間に支払の確定した給与等の金額や源泉徴収税額などを記載した「給与所得の源泉徴収票」を2部作成し、そのうち1部を合計表とともに翌年1月31日まで（年の中途で退職した受給者については、退職後1か月以内）に、税務署長に提出し、他の1部を受給者に交付しなければなりません（所法 226①、所規 93①）（下記5(1)参照）。

なお、年の中途で退職した受給者の源泉徴収票については、その他の受給者分と併せて退職の年の翌年1月31日までに税務署長に提出することとしても差し支えありません。

（注）外国人労働者が、国内に住所を有するか又は引き続いて国内に1年以上居所を有することにより居住者となる場合についても、同様の取扱いとなりますので注意してください。

(2) 給与等が、次のいずれかに該当するものである場合には、その給与等については、(1)にかかわらず源泉徴収票を税務署長に提出する必要はありません（所規 93②）。

イ 年末調整をした給与等（次のロ及びハの給与等を除きます。）で、その年の給与等の支払金額が500万円以下であるもの

ロ 法人の役員（相談役、顧問その他これらに類する人を含みます。）に支払う給与等で、年末調整をしたその年の給与等の支払金額が150万円以下であるもの

ハ 弁護士（外国法事務弁護士を含みます。）、公認会計士、税理士、弁理士などに支払う給与等で、年末調整をしたその年の給与等の支払金額が250万円以下であるもの

ニ 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出した人に支払う給与等で、年末調整をしなかったその年の給与等の支払金額が250万円以下であるもの（役員の場合には、50万円以下であるもの）

ホ 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出しない人に支払う給与等で、その年の給与等の支払金額が50万円以下であるもの

(3) 給与等の支払をする者は、給与等の支払を受ける人の承諾^(注)を得て、書面による給与所得の源泉徴収票の交付に代えて、給与所得の源泉徴収票に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この提供により、給与等の支払をする者は、給与所得の源泉徴収票を交付したものとみなされます。

ただし、給与等の支払を受ける人の請求があるときは、給与等の支払をする者は書面により給与所得の源泉徴収票を交付する必要があります（所法 226④⑤）。

（注）給与等の支払をする者は、あらかじめ、その給与等の支払を受ける人に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法によって承諾を得る必要があります（所令 353①）。

2 退職所得の源泉徴収票

- (1) 退職手当等の支払者は、各受給者について支払の確定した退職手当等の金額や源泉徴収税額などを記載した「退職所得の源泉徴収票」を2部作成し、そのうち1部を合計表とともに退職後1か月以内に税務署長に提出し、他の1部を受給者に交付しなければなりません(所法226②、所規94①)(下記5(1)参照)。この場合、その年中の源泉徴収票を取りまとめて、翌年1月31日までに税務署長に提出することとしても差し支えありません。
- (2) 法人の役員(相談役、顧問その他これらに類する人を含みます。)以外の人に支払う退職手当等については、(1)にかかわらず、源泉徴収票を税務署長に提出する必要はありません(所規94②)。
- (3) 退職所得の源泉徴収票についても上記1(3)と同様の取扱いが認められています。

3 報酬・料金等の支払調書

- (1) 所得税法第204条第1項各号等に掲げる報酬・料金、契約金、賞金又は診療報酬の支払者は、その報酬・料金、契約金などについてその支払を受ける者ごとに支払金額や源泉徴収税額並びに支払を受ける者及び支払をする者のマイナンバー(個人番号)又は法人番号などを記載した「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」を作成し、翌年1月31日までに合計表とともに税務署長に提出しなければなりません(所法225①三、所規84①)(下記5(2)参照)。
- (2) 次に掲げる報酬・料金などについては、(1)にかかわらず支払調書を税務署長に提出する必要はありません(所規84②)。
 - イ 診療報酬、プロボクサー、外交員、集金人、電力量計の検針人の報酬・料金及びバー・キャバレー等のホステス、バンケットホステス・コンパニオン等の報酬・料金については、同一人に対するその年中の支払金額が50万円以下であるもの
 - ロ 広告宣伝のための賞金については、同一人に対するその年中の支払金額が50万円以下であるもの
 - ハ 馬主が受ける競馬の賞金については、同一人に対するその年中の支払金額の全部につきそれぞれその1回の支払金額が75万円以下であるもの
 - ニ イからハまでの報酬・料金以外の報酬・料金については、同一人に対するその年中の支払金額が5万円以下であるもの

4 非居住者等の所得の支払調書

非居住者又は外国法人に給与等や報酬などを支払う者は、その支払を受ける者ごとにその支払金額や源泉徴収税額並びに支払を受ける者及び支払をする者のマイナンバー(個人番号)又は法人番号(マイナンバー(個人番号)又は法人番号を有する者に限ります。)などを記載した「支払調書」を作成し、翌年1月31日までに合計表とともに税務署長に提出しなければなりません(所法225①八、所規89)(下記5(2)参照)。

ただし、その年中の支払金額が50万円以下である場合には、提出する必要はありません(所規89④)。(注)「非居住者等に支払われる組合契約に基づく利益の支払調書」のほか、一部の調書については、提出期限や提出範囲が異なるものがあります。

5 源泉徴収票等を作成する際の注意事項

- (1) 給与等又は退職手当等の支払者が税務署長に提出する源泉徴収票には、受給者等のマイナンバー(個人番号)又は法人番号を記載する必要がありますが、受給者に交付する源泉徴収票には、受給者等のマイナンバー(個人番号)又は法人番号は記載しないこととされています。
- (2) 支払を受ける者に支払調書の写しを交付する場合には、支払をする者及び支払を受ける者のマイナンバー(個人番号)を記載して交付することはできません。
- (3) 令和3年1月1日以後、源泉徴収票や支払調書を税務署長に提出する場合において、その種類ごとに、その年の前々年に提出すべきであった源泉徴収票や支払調書の枚数が100枚以上であるものについては、e-Tax又は光ディスク等により提出する必要があります(所法228の4①)。
- (4) 給与等や退職手当等、報酬・料金などの支払者は、①税務署長に源泉徴収票や支払調書を期限までに提出しなかったり、偽りの記載や記録をして提出したりした場合、②その受給者に源泉徴収票を期限までに交付しなかったり、偽りの記載をして交付(電磁的方法により偽りの事項を提供)したりした場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処すこととされています(所法242五、六)。

III 災害被害者に対する救済

(1) 紙与等や報酬・料金、公的年金等の支払を受ける人が震災、風水害、落雷、火災のような災害により大きな被害を受けたときは、「災害被害者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律」(以下「災免法」といいます。)によって、源泉徵収税額の徵収猶予や還付を受けることができます(災免法3、復興財政法33①)。

なお、これにより徵収猶予や還付を受けた人は、年末調整の対象とならないため、確定申告で雑損控除や災免法による所得税の軽減免除の適用を受けることにより精算することになります。

(2) 災免法に基づき給与等又は公的年金等について徵収猶予を受けようとする場合には、所定の申請書をその支払者を経由して災害を受けた人の納税地の所轄税務署長に提出^②(還付を受ける場合や報酬・料金について徵収猶予を受ける場合等は、直接、災害を受けた人の納税地の所轄税務署長に提出)することとされています。

詳しい手続などについては、最寄りの税務署にお尋ねください。

(注) 支払者の源泉所得税の納税地の所轄税務署長に提出しても構いません(この場合でも、申請書の名宛人は、災害を受けた人の納税地の所轄税務署長としてください。)。

IV 紙与所得者で確定申告をすれば源泉徵収税額が還付される場合

源泉徵収税額のある紙与所得者で確定申告をすればその源泉徵収税額の還付が受けられるのは、次のような人です。

- (1) 年の中途で退職して年末調整を受けなかった人で、その後その年中に他の所得がないことなどにより、給与等について源泉徵収された税額が年税額を超える人
- (2) 災害により住宅や家財についてその価額の50%以上の損害を受けたため、災免法の規定による所得税の軽減、免除を受けようとする人
- (3) 災害、盗難又は横領により住宅や家財について損害を受けた場合や災害等に関連してやむを得ない支出をした場合に、その損害額や支出した金額が一定の金額を超えるため、所得税法の規定による雑損控除を受けようとする人((2)の軽減や免除を受ける人は、その災害による損失額については、この控除は受けられません。)
- (4) 支払った医療費が、10万円か所得金額の合計額の5%相当額かのいずれか低い金額を超えるため、所得税法の規定による医療費控除を受けようとする人
- (5) 国や特定公益増進法人等に対して支払った寄附金、都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税等)、認定特定非営利活動法人等の行う一定の特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金、特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額又は特定の政治献金が2千円を超えるため、所得税法等の規定による寄附金控除を受けようとする人
- (6) 所得が一定額以下の人などで、配当所得があるため所得税法等の規定による配当控除を受けようとする人
- (7) 外国で所得税に相当する税を納めた人で、所得税法の規定による外国税額控除を受けようとする人
- (8) 住宅の取得等をしたため、租税特別措置法の規定による(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けようとする人や、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用が2年目以降となる人で年末調整の際にその控除を受けていない人
- (9) 退職手当等の支払を受ける際に「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかったために、その支払額に20.42%の税率で源泉徵収をされた人で、その源泉徵収税額が退職所得控除額等を適用して求めた税額を超えている人
- (10) 政党等に対して政治活動に関する一定の寄附をしたことにより政党等寄附金特別控除を受けようとする人
- (11) 認定特定非営利活動法人等に対する一定の寄附金又は一定の公益社団法人等に対する一定の寄附金が2千円を超えるため、租税特別措置法の規定による所得税額の特別控除を受けようとする人
- (12) 一定の耐震改修を行った人で、住宅耐震改修特別控除を受けようとする人
- (13) 一定の特定改修工事を行った人で、住宅特定改修特別税額控除を受けようとする人又は一定の認定住宅の新築等を行った人で、認定住宅新築等特別税額控除を受けようとする人
- (14) 特定支出の額の合計額が給与所得控除額の2分の1相当額を超えるため、給与所得者の特定支出控除の特例の適用を受けようとする人
- (15) 健康の保持増進及び疾病の予防のために健康診断等を受け、かつ、一定の医薬品(スイッチOTC医薬品)に係る購入費の合計額が1万2千円を超えた場合に、租税特別措置法の規定による医療費控除の特例を受けようとする人